

1 目的

妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。
すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。

2 経緯

児童福祉法および母子保健法の改正により、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化（令和4年度改正、6年度施行）

- 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」（R3～）と「とうきょう子育て応援パートナー事業」（R4～）を一体化。
「こども家庭センター体制強化事業」を実施し、子供家庭支援センター（児童福祉部門）と母子保健部門の連携をより一層強化（R6～）
- 令和7年度より、支援の効果を測るためモニタリングシステムを構築

3 事業概要

（1）人材育成

子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施

（2）連携ツールの提供

共通のアセスメント基準を活用し、合同会議を実施

（3）運営支援

アドバイザー委員会による体制構築や支援方法への助言

（4）人員配置に係る支援

下記①～③のいずれかを選択、配置される支援員に対し補助補助率10/10（令和8年度まで）

- 子供家庭支援センターにチームを設置
- 母子保健部門に専門職を配置
- 両部門に支援者を配置

（5）支援効果モニタリングシステムの構築【拡充】

【令和7年度予算額】 1,812,271千円

